

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 港湾課

法令名	海岸法			法令番号	昭和31年法律第101号			
手続名	海岸保全地域の占用許可			根拠条項	法第7条第1項			
審査基準	次の場合に限り許可する。 1 公共用財産たる土地の用途又は目的を阻害しないこと。 2 海岸保全施設の維持管理及び構造等に支障を及ぼさないこと。 3 一般公衆の利用を阻害しないこと。 4 海岸保全施設の整備計画に支障を及ぼさないこと。 5 工作物を設置する場合、安全な構造であること。 6 その他、海岸の保全に著しい支障を及ぼさないこと。 7 他の法令により規制を受ける行為をする場合は、当該規則に従うこと。							
	受付機関	各土木事務所	処理機関	各土木事務所	交付機関	各土木事務所	標準処理期間 30日 標準経由期間 日	目次